

仕様書 別紙 1

情報セキュリティに関する特記事項

(総則)

第1条 受注者は、情報セキュリティの重要性を認識し、奥州市情報セキュリティ規程（平成22年奥州市共同訓令第1号）及び情報セキュリティ実施手順に基づき、本情報セキュリティに関する特記事項（以下「特記事項」という。）を遵守しなければならない。

(責任体制の整備)

第2条 受注者は、委託業務に係る情報セキュリティ責任を有する者（以下「主任担当者」という。）を定め、書面により発注者に報告するものとする。また、主任担当者を変更したときも、同様とする。

(業務従事者の特定)

第3条 受注者は、委託業務に従事する者（以下「業務従事者」という。）の氏名その他必要な事項を記載した名簿を作成し、常備するとともに、書面により発注者に報告するものとする。また、名簿の記載内容を変更したときも、同様とする。

2 業務従事者は、主任担当者の指示に従い、この特記事項に定める事項を遵守しなければならない。

3 委託業務の履行のため、業務従事者が事務室等に立ち入る場合は、受注者は、身分を証する書類を常時携帯させ、及び事業者名の記載された記章又は名札を視認しやすい位置に着用させなければならない。

(教育及び研修の実施)

第4条 受注者は、業務従事者その他関係人に対し、情報セキュリティに対する意識の向上、業務従事者が遵守すべき事項その他委託業務の履行に必要な教育及び研修を実施するものとする。

(秘密保持義務)

第5条 受注者は、発注者から秘密と指定された事項及び委託業務の履行に際し知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

2 受注者は、業務従事者その他関係人について、前項の義務を遵守させるために誓約書の提出等必要な措置を講じなければならない。

3 前2項の規定は、契約の満了又は解除等契約終了事由の如何にかかわらず、契約の終了後も同様とする。

(業務履行場所)

第6条 受注者は、発注者が指定する場所で業務を行うものとする。

2 受注者は、発注者が指定する場所以外で業務を行う場合は、業務の着手前に、住所等を書面により発注者に報告するものとする。

3 受注者は、前項の規定による場合、その作業場所について、奥州市情報セキュリティ規程及び情報セキュリティ実施手順に規定されている安全対策を確保しなければならない。

(情報資産の適正な管理)

第7条 受注者は、発注者から提供された委託業務に係る資料、貸与品及びその他の情報資産（以下「情報資産等」という。）の漏えい、改ざん、滅失、き損等の防止のため、次の各

号の定めるところにより、適正に管理しなければならない。

- (1) 情報資産等の管理責任者を定めるとともに、管理台帳を設け管理状況を記録すること。
- (2) 情報資産等を施錠できる保管庫又は施錠及び入退室管理可能な保管室に格納する等して管理すること。
- (3) 発注者が指定する場合を除き、情報資産等を定められた場所から持ち出さないこと。
発注者の指示を受けて持ち出すときは、データの暗号化など安全確保のために必要な措置を講ずること。
- (4) 事前に書面により発注者に申請し、承認を得た場合を除き、情報資産等を複製又は複写してはならないこと。

2 受注者は、情報資産等について、委託業務を完了した後、遅滞なく返還、廃棄又は消去するものとする。ただし、情報資産等を廃棄又は消去する場合は、発注者の承認又は立会いを得て実施することとし、当該情報資産等が記録された電磁的記録媒体の物理的な破壊、その他記録されている内容が判読できないよう必要な措置を講じなければならない。

3 第1項に規定する情報資産等の管理が適正でないと認められる場合、発注者は受注者に対し、改善のため必要な措置を講じることを求め、又は指示するとともに、改善が図られたと認めるまで業務を中止させることができる。

(目的外使用の禁止)

第8条 受注者は、委託業務において利用する情報資産等を他の用途に使用し、又は発注者の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(情報システム等へのアクセス)

第9条 受注者が発注者の情報システム等にアクセスする場合の情報の種類、範囲及びアクセス方法については、発注者の指示に従わなければならない。

(再委託の制限)

第10条 受注者は、委託業務を第三者へ委託（以下「再委託」という。）してはならない。

2 受注者は、委託業務の一部をやむを得ず再委託する必要がある場合は、次の各号に定める事項を明確にしたうえで、業務の着手前に、書面により発注者に申請し、承認を得なければならない。

- (1) 再委託する事業者の商号又は名称、住所
- (2) 再委託する理由
- (3) 再委託して処理する業務の内容
- (4) 再委託事業者が取り扱う情報
- (5) 再委託事業者における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託事業者に対する管理及び監督の方法
- (6) その他発注者が適否を判断するために必要な事項

3 前項の場合において、受注者は、再委託事業者がこの特記事項に定める一切の義務を遵守させるとともに、発注者に対して、当該事業者の再委託に基づく行為全般について責任を負うものとする。

4 受注者は、再委託事業者との契約において、再委託事業者に対する管理及び監督の方法について、具体的に定めなければならない。

(監査及び検査)

第11条 発注者は、委託業務に係る情報セキュリティ対策について必要があると認めるとき

は、受注者の委託業務の処理状況等について監査又は検査を行うことができる。

2 受注者は、発注者の監査又は検査の実施に協力しなければならない。

3 第1項の規定による監査又は検査の結果、受注者の委託業務の処理状況等が適正でないと認められる場合、発注者は受注者に対し、改善のため必要な措置を講じることを求め、又は指示するとともに、改善が図られたと認めるまで業務を中止させることができる。

(業務実施状況の報告)

第12条 受注者は、発注者から委託業務の進捗状況、処理態様、処理の実績、処理に要した時間等について報告を求められた場合には、発注者が指示する方法及び時期により、報告するものとする。

(事故等の報告義務)

第13条 受注者は、委託業務の履行中に事故が生じ、又は生じるおそれがあることを認知したときは、その事故発生の原因の如何にかかわらず、直ちに発注者に報告し、速やかに応急処置を加えた後、遅滞なく書面により詳細な報告及びその後の具体的な事故防止策を提出しなければならない。

2 前項の事故が、委託業務に利用する情報資産等の漏えい、改ざん、滅失、き損等の場合には、受注者は、業務を中止するとともに、速やかに前項に規定する措置を講じなければならない。なお、業務中止の期間は、発注者が指示するまでとする。

3 第1項の事故により、以降の業務の円滑な進行を妨げるおそれがあるときは、受注者は、速やかに問題を解決し、業務進行に与える影響を最小限にするよう、努めなければならない。

(事実の公表)

第14条 発注者は、前条の事故が発生した場合は、必要に応じて、受注者の名称を含む当該事故に関する情報を公表することができる。

(契約解除及び損害賠償)

第15条 発注者は、受注者がこの特記事項に定める事項に違反していると認めたときは、原契約の定めるところにより、契約の解除又は損害賠償を請求することができる。